

歯科材料(09) 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用ダイヤモンド研削材 JMDN70902000

ディアボロFG

【形状・構造及び原理等】 (**)

・形状、型式

FF 263 023



FF 250 016



FF 141 023



FF 227 023



FF 289 023



FF 263 014



- ・軸部規格：JIS T5504-1 φ1.6mm
- ・軸部(シャンク)：ステンレス鋼
- ・切削部(ヘッド)：ダイヤモンド砥粒
- ・原理：タービン等に装着し、ジルコニア、金属、プラスチック、陶材又は同種の材料を研削するために使用する。(*)

【使用目的又は効果】 (**)

- ・ダイヤモンドを用いる技工用研削材をいう。ポイント、ホイール、ディスク等を含む。(*)

【使用方法等】 (**)

- ・タービン等に装着し、回転させ断続的に被切削物に押し付けて研削する。
- ・ジルコニアを研削する場合には注水下で作業を行うこと。
- ・別売のFGアダプター(340 0100 2)を使用することにより、ハンドピースエンジン等で使用できます。
- ・別売のディアボロクリーナー(340 0100 0)を使用する場合にはディアボロクリーナーを水に浸してから使用してください。
- ・推奨回転数:200,000rpm

【使用上の注意】 (**)

- ・タービンメーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- ・使用前に回転させて振れがないことを確認すること。
- ・頭部の細い、長い、大きい形状のものは折れたり、曲がったりすることがあるので無理な角度、過度な加圧での使用は避けること。
- ・推奨回転数を超えて使用しないこと。

- ・損傷、変形(錆び、表面キズ、曲がり、汚染)等のあるものは使用しないこと。
- ・目を保護するために保護メガネ等を使用すること。
- ・本製品を使用する際には、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が認知した防塵マスクなどを使用し、粉塵を吸入しないこと。(*)
- ・本製品により研削した粉塵、破片が目に入らないように注意すること。万一目に入った時には、すぐに流水で洗浄し、医師の診断を受けること。(*)

【保管方法及び有効期間等】 (**)

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて外圧(物理的負荷)及び汚染を受けないように保管すること。
- ・本製品は歯科医療従事者以外が触れないように適切に保管、管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】 (**)

製造販売業者
株式会社日本歯科商社
製造業者
ブレーデント社(ドイツ)
(英名)breident GmbH & Co. KG